

第3章

うるおいとやすらぎのあるまちづくり（生活環境）



第1節 環境負荷の少ない循環型社会づくり

1 公害防止

現況と課題

大気汚染や水質汚濁など工場及び事業所から発生するいわゆる産業型公害は、公害防止技術の進歩や関連法令の整備などにより全般的に改善されてきましたが、近年は騒音・悪臭などの感覚公害といえる生活関連型の公害が大きな比重を占めるようになってきています。しかし、そのような通常の事業活動や日常生活に起因する都市・生活型公害は法令だけでは解決しがたいものとなっているため、事業者・住民一人ひとりのマナーの向上が重要となってきています。

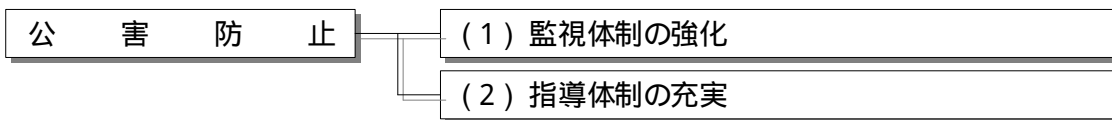
本町においても、騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚染等について、関係機関と連携を図り対応していますが、近年、工業団地周辺への住宅開発や市街化調整区域への事業所の進出などにより周辺地域への騒音・振動などの影響が問題となりつつあり、関係機関と連携した適切な指導と監視体制を推進する必要があります。

また、工場・事業所などの施設が大きな要因となる大気汚染及び水質汚染や主に畜産業や耕種農業を発生源とする悪臭等については、県と連携した定期的な立ち入り指導をはじめとして、大量ばい煙発生施設や事業場からの排水、河川水質の検査など、今後も引きつづき工場・事業場の監視・指導体制の充実に努めるとともに、より安全で快適な環境を確保するため、発生源に対し関係機関と連携を図り対応していく必要があります。

基本方針

公害を未然に防ぐため、関係機関と連携して指導や監視体制の充実・強化を図り、環境への負荷の少ないまちづくりに努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 監視体制の強化

- ・ボランティア UD 監視員及び環境を守る会をはじめ、住民参加による監視体制の確立に努めます。
- ・県との連携により、毎年 10 ヶ所程度の特定施設の立入調査を実施するとともに、工場・事業場における公害防止組織の確立及び自主管理の徹底など指導の強化に努めます。

- ・河川の水質汚濁，大量ばい煙発生施設の状況については，引き続き定期的な検査を実施していきます。

(2) 指導體制の充実

- ・悪臭，騒音・振動の発生源に対しては，県をはじめとした関係機関と連携を図りながら適正な指導を実施するとともに，原因者による自主的な防止がなされるよう啓発活動の充実に努めます。
- ・苦情の処理については，発生源を的確に把握するとともに，迅速に対応し早期解決に努めます。

2 ごみ処理・し尿処理・リサイクル

現況と課題

いま，私たちは深刻な環境問題に直面しています。大量生産，大量消費，大量廃棄型のライフスタイルにより 廃棄物の量が増大化し，いまやごみ問題は私たちが生活していく中で，避けることのできない大きな社会問題となっています。そのため，私たちはこれまでの生活様式を見直し，環境に負荷の少ない循環型社会への転換を図っていかねばなりません。

このため，国においては，循環型社会形成推進基本法を基本として，容器包装リサイクル法から自動車リサイクル法に至るまでの関係法令の整備を進めてきました。

本町においても，廃棄物の減量化・資源化，有効利用，廃棄物行政の効率化等の課題を解決するために，「境町環境基本条例」の制定など，長期的展望のもとに環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいます。

それらの取組のうち，ごみ処理については，燃えるごみ・空き缶類・空きビン・ペットボトル・資源ごみ・その他の不燃ごみ・粗大ごみに分類した分別収集を実施しています。

しかし，ごみの量は年々増加し，その処理の負担も増していることから，発生段階におけるごみ抑制策が課題となっています。今後も，ごみ問題への意識高揚を図りながら，ごみの分別収集・減量化の促進及びリサイクルの推進を図っていく必要があります。

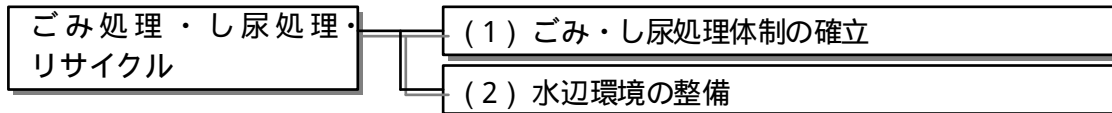
また，さしま環境管理事務組合処理施設によって処理されているごみ処理施設についても，今後新たな焼却施設及びリサイクルプラザが平成 20 年度から稼働することから，広域的なごみ処理と連携しつつ，より効率的な処理を行っていくことが必要です。

一方，さしま環境管理事務組合処理施設で行っているし尿処理については，処理機器の更新工事を進め，安定したし尿処理体制に努めています。今後，公共下水道等の普及などにより，その収集量は減少傾向にあります。住民が清潔で快適な暮らしを確保するため，処理量に適切に対応しながら処理施設の維持管理に努めていくことが必要です。

基本方針

ごみやし尿の適切な処理体制の充実に図るとともに、ごみの減量化、リサイクルの推進など意識の啓発を行い、地球環境に負荷の少ない循環型社会の形成をめざし、快適な生活環境づくりに努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) ごみ・し尿処理体制の確立

- ・環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、ごみ処理基本計画を策定し、総合的な廃棄物処理体制を構築します。
- ・地域特性に適した収集・運搬など、収集、運搬システムの効率化に努めます。
- ・高齢者の増加や多様化する生活形態に対応した粗大ごみ集積体制の見直しを検討します。
- ・さしま環境管理事務組合と連携のもと、ごみ処理、リサイクル施設の整備を図ります。
- ・公共下水道事業や農業集落排水事業等との整合性を図りながら、補助金制度を活用し、合併処理浄化槽設置事業を進めます。
- ・し尿の万全な処理体制を維持するため、施設・設備等の老朽化の進行状況に合わせて、し尿処理施設機器更新工事を継続して実施します。

(2) ごみの減量化とリサイクルの推進

- ・ごみ減量化促進、リサイクルの推進に関し、分別収集、分別排出の必要性について、啓蒙啓発等を行うとともに、「ごみ分別出前講座」を引き続き開催します。
- ・生ごみ排出の減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機購入補助制度の導入を検討します。
- ・資源ごみ集団回収団体の育成に努めます。
- ・簡易包装、環境にやさしい物品購入、エコ・ショップ制度の推進を図り、ごみの発生抑制に努めます。
- ・ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保、コスト意識の高揚等を図るため、家庭系ごみ有料化の検討を行います。

3 廃棄物対策

現況と課題

本町は、関東平野の中央部に位置し、町の西側に利根川が流れ、緑豊かな田園地帯が形成されています。そして、身近な緑地として自然林・平地林が残され、水と緑に恵まれた素晴らしい自然環境を有しています。

近年、ごみの減量・リサイクル化が進むなか、心ない人びとによる廃棄物の不法投棄・不適正処理及び野外焼却が後を絶たず、自然は破壊され、健全な生活が脅かされようとしています。

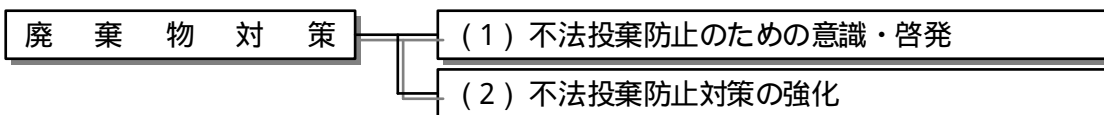
町では、道路沿線や山林等への不法投棄を防止するため、平成9年に「境町ごみ散乱防止に関する条例」を制定し、町内4地区を「ごみ散乱防止推進地域」に指定するなど、快適な生活環境の確保に努めています。

しかし、十分な改善が見られない状況にあります。このため、町ではボランティアUD監視員、各種団体等の協力を得ながら、住民意識の向上や啓発活動の推進など、不法投棄防止の取り組みを強化する必要があります。

基本方針

美しい自然環境を次世代に引き継ぐため、不法投棄防止対策として、住民意識の向上や啓発活動を推進するとともに、監視体制、指導体制の強化を図り、快適な地域環境の創出に努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 不法投棄防止のための意識・啓発

- ・土地所有（管理）者の協力を得、不法投棄防止対策の意識向上・啓発を推進します。

(2) 不法投棄防止対策の強化

- ・パトロールの強化を図り、不法投棄、不適正処理の早期発見・早期対応に努め、不法投棄者などに対しては、原状回復を求めるなど厳正に対処します。
- ・不法投棄防止のため、県と連携し、ボランティアUD監視員の育成と登録、パトロールの強化、監視カメラの設置、住民監視システムの確立など、監視体制の充実を図ります。
- ・警察や県などの関係機関と連携強化を図り、指導及び取り締まり強化を図っていきます。



4 意識啓発

現況と課題

近年の環境問題は、家庭から排出されるごみの問題から、大気中に排出された有害物質によるオゾン層の破壊、地球温暖化など、身近な問題から地球全体の問題までが「地球環境問題」という人類の存亡に関わる問題として取り上げられています。これは、資源エネルギーの浪費から節約・リサイクルへと、日常生活や企業、行政運営までを取り込んだ地球全体のあり方を根本から見直す壮大なものです。

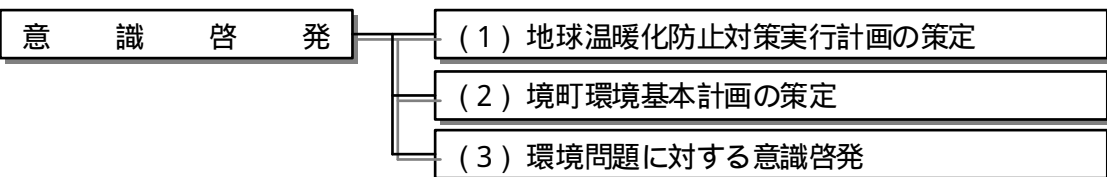
これらの課題に対しては、我々自身の身の回り、足元から行動することが必要ですが、その影響が目に見えない形で緩やかに進行するため、住民・事業者の危機意識の向上と具体的な行動を啓発・促進することが必要です。また、行政自らも環境問題に対する施策をより積極的に展開し、住民、事業者、行政が一体となった地球環境への負荷の少ない社会を構築していく必要があります。

このような中、町では平成12年10月に、町・住民・事業者それぞれの責務を明らかにした「境町環境基本条例」を制定しましたが、今後は、町としても省資源・省エネルギー型の行政運営や地球環境にやさしいまちづくりを推進する体制を整備し、総合的な取り組みを進めるとともに、地球環境問題に対する普及・啓発活動を推進し、地域ぐるみの推進体制を確立することが求められています。

基本方針

境町環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「境町環境基本計画」を策定し、環境保全に対する住民意識の高揚を図るとともに、身近な自然の保護や環境保全のため、地域ぐるみの住民活動を積極的に推進します。

施策の体系図



具体的施策

(1) 地球温暖化防止対策実行計画の策定

・地球温暖化防止対策として、省資源・省エネルギー型の行政運営を推進するため、「境町地球温暖化防止対策実行計画」を策定します。

(2) 境町環境基本計画の策定

・環境保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るため「境町環境基本計画」を策定します。

.....

(3) 環境問題に対する意識啓発

- ・茨城県地球温暖化防止推進委員や環境を守る会をはじめとした環境美化協力団体などの住民活動の支援などを通して、環境美化や自然の保全に対する住民の意識啓発に努めます。
- ・地球温暖化防止等に関する地球環境問題の知識の普及を図るなど、子どもから大人まで、各年代に応じた環境教育に努めます。
- ・地球環境も視野に入れた、省資源、省エネルギー運動等住民の立場に立った運動を展開します。



第2節 豊かな自然と共生した地域づくり

1 環境の保全

現況と課題

本町は、関東平野最大の河川である利根川が流れているほか、染谷川、宮戸川、鶴戸川により南北に細長く低地が刻まれ、優良な水田地帯が広がっています。

この河川沿いの緑地や水田を主体とした生態系上重要な保全すべき自然地のほか、屋敷林、平地林及び水田沿いの斜面緑地等の緑の骨格を保全・育成していく必要があります。また、歴史的環境保全の観点から、香取神社などの寺社林の保全に努める必要があります。

今日、人びとは従来の物質的な豊かさや利便性のほかに、心の豊かさやうるおいのある快適な環境を求めています。今後は、町内の貴重な樹林地に対する開発等に対して、適切な保護・保全を図ることが重要と考えられます。

一方、高度経済成長がもたらした、大量生産・大量消費・大量廃棄など自然環境への負荷が本町においてもますます深刻化してきています。こうした状況を踏まえ国ではいち早く、平成5年に「環境基本法」を制定し、県でも平成8年に「環境基本条例」を制定しています。

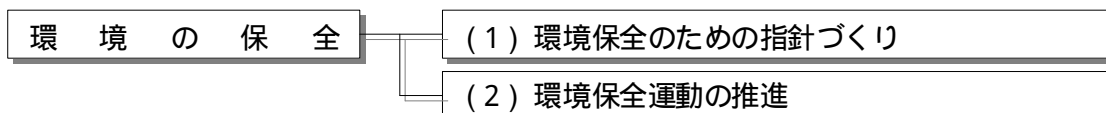
本町でも平成12年10月に住民の健康で快適な生活を確保するため、環境の整備と保全に関して、町、住民及び事業者がそれぞれの果たすべき役割と責務を明らかにした「境町環境基本条例」を制定しました。また、この条例制定により今後町の環境施策全般に関する基本方向も決めました。今後は、この条例を三者（住民・事業者・行政）が忠実に実践することにより、環境への負荷が軽減されるものと思われまます。

さらに、町の貴重な財産である豊かな自然環境を積極的に保全するため、環境保全に対する啓発普及と各種保全施策の導入に努める必要があります。

基本方針

境町環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「境町環境基本計画」を策定し、環境保全に対する住民意識の高揚を図るとともに、身近な自然環境の保全を図ります。

施策の体系図



具体的施策

(1) 環境保全のための指針づくり

・環境基本条例の適切な運用を図り、環境保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、「境町環境基本計画」を策定します。

(2) 環境保全運動の推進

- ・広報さかい等で住民に対して環境意識の高揚を図り、環境保全活動への参加を呼びかけます。
- ・環境美化協力団体と連携しながら、日常生活の中から環境を守るための意識啓発を行います。
- ・学校教育や生涯学習における、多様なプログラムによる環境教育を推進します。
- ・「境町エコ・ショップ制度」に基づき、今後環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗「エコ・ショップ」を募集し、日常生活の中から環境を守る啓発を行います。
- ・買い物袋持参運動・環境にやさしい商品（エコマーク商品・リサイクル商品等）購入運動を推進します。
- ・町内に点在する里山や雑木林、水辺地等の身近な自然環境の保全についての方策を地域住民と一体となり検討していきます。

2 環境の美化

現況と課題

近年、まちづくりの大きな課題として、住む人や訪れる人、すべての人が快適さと豊かさを実感できる美しいまちづくりが求められています。

本町では、これまで、公共施設や道路・側溝、生け垣の枝下等の町内一斉清掃や空き地等の雑草除去を、各行政区、環境美化協力団体（伏木北部・志鳥・一ノ谷・金岡環境を守る会、境町婦人会、境町交通安全母の会、本船町、鶺鴒沼土地改良区・西総土地改良区、境たばこ販売組合等）と連携しながら、定期的を実施してきました。

こうした取組みにより、一定の成果を収めてきましたが、今後とも、美しいまちづくりを推進していくためには、これらの活動の輪をより一層拡大するとともに、持続的な取組みが必要です。

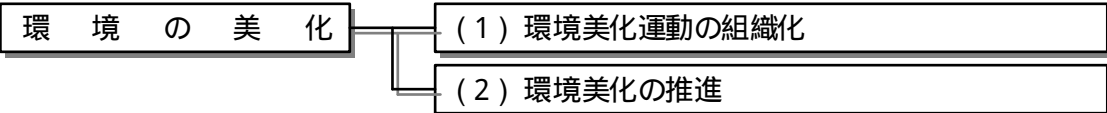
今後は、これらに加え、全町花いっぱい運動の推進や空き地等に草花の植栽を行うなど、環境美化に対し、さらなる意識高揚を図るとともに、施設見学や環境調査等の環境学習を推進していく必要があります。

さらに、これらの環境美化運動を一元化し、住民・各種団体・企業等が一体となった組織の形成が必要と考えられます。

基本方針

環境保全に対する住民意識の高揚を図るとともに、身近な自然の保護や環境美化のための地域ぐるみの住民活動を積極的に推進します。

施策の体系図



具体的施策

(1) 環境美化運動の組織化

- ・環境美化に対する意識の高揚を図るため、より多くの住民や企業、団体に参加協力を呼びかけ「やさしい環境づくり境町民会議（仮称）」、また、行政区ごとの「環境を守る会」の組織化を図ります。
- ・環境美化協力団体の組織化に向け、より多くの住民や企業、団体に参加呼びかけをします。

(2) 環境美化の推進

- ・空き地等の適正指導と有効利用を促進して、全町花いっぱい運動等の環境美化運動を推進します。
- ・ごみの不法投棄を防止するため住民や企業に対する啓蒙・啓発をするとともに、また、一方では全住民参加による街道沿いの散乱ごみ（空き缶・空きビン）の一斉清掃活動を充実させます。
- ・犬の飼い主のモラル向上を図るため、ふん害防止についてPRを行うとともに、集合注射を行い狂犬病の発生を予防します。
- ・住民や企業、各種団体等と連携しながら、利根川河川敷のクリーン作戦を定期的を実施します。

3 環境とのふれあい

現況と課題

今日、労働時間の短縮や学校週5日制の完全実施に伴い、自由時間が次第に増加しています。物質的な豊かさに加えてこのような時間の余裕をどう生かし、活用するかが重要になっています。

本町は、利根川をはじめとした水辺空間や田園環境、ふれあいの里公園等のレクリエーション施設など、豊かな自然に恵まれた環境の中に日常の生活が営まれています。このような、本町の豊かな環境をさらに充実したものにし、境町固有の快適環境を創造することが必要に

なっけてきています。

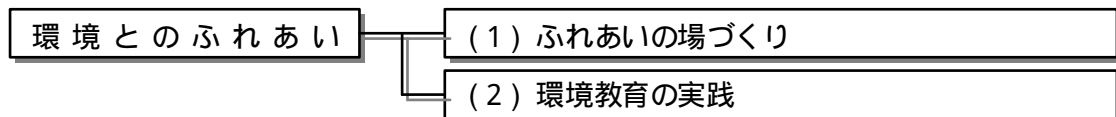
そのため、本町の自然の素晴らしさ・重要性、自然と生活との歴史的・文化的なかわりなどについて理解を広めながら、自然とのふれあいの機会や教育学習などを通じて、本町の将来や次の世代に対して思いやる心を育てていく必要があります。

そして、恵まれた自然環境とのふれあいを通じ、環境の保全や育成への関心を高め、さらに地域の自然に対する認識や愛着、豊かな感性を育み、将来に継承していくことが重要です。

基本方針

身近な環境とのふれあいを通じて、環境保全・育成の啓蒙活動を図りながら、地域への愛着や豊かな感性を育みます。

施策の体系図



具体的施策

(1) ふれあいの場づくり

- ・農地の持つ、環境保全機能や自然とのふれあいや環境教育の場など、多様な役割を見直すとともにその活用を図ります。
- ・町内に残る貴重な里山や雑木林をレクリエーションの場、自然とのふれあいの場、子ども達の学習の場としての活用を図ります。
- ・滞在型農園についての検討を行います。

(2) 環境教育の実践

- ・児童・生徒を中心に、環境問題への関心と環境保全に対する必要な知識等を学ぶため、自然とのふれあいの場等を活用した体験学習を推進します。



第3節 生活を守る体制づくり

1 防災

現況と課題

本町を含む県西地域の地震災害については、平成17年7月の「首都直下地震対策専門調査会報告」によると、今後100年程度の間にはマグニチュード7クラスの地震が数回発生することが予想されており、本町は、マグニチュード6弱以上の地震動が予想される18の想定区域のうち「茨城県南部地震」の区域内に含まれています。その他の想定区域でも近隣の市町村が含まれるなど、これらの震災に対する対策が求められています。

風水害については、本町には利根川が流れており、水害による影響を受けやすい状況にあります。特に近年は、降雨が短時間に限られた地域に集中する傾向にあり、道路の冠水などの被害が発生しています。

このような中、本町では住民の生命と財産を各種災害から守るため、地域防災計画に基づき、飲料水兼用型耐震性貯水槽等の防災施設を整備する一方、47行政区で自主防災組織を結成し、それらを主体とした防災訓練の実施など災害に強いまちづくりを進めてきました。

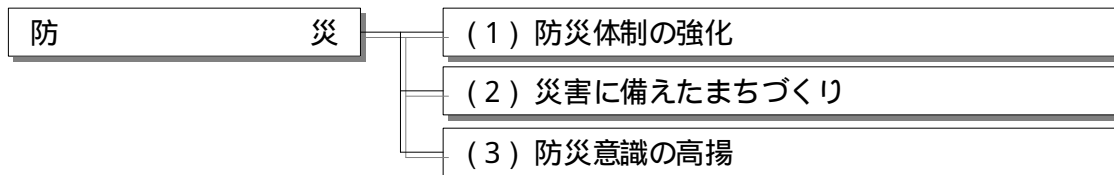
今後も、災害時においてはさまざまな手法によつて的確な情報を住民に伝えるとともに、防災備蓄倉庫の整備や住民の防災意識の高揚を図り、住民・行政・企業などが連携した防災体制を確立していく必要があります。

また、国民保護法や町国民保護計画等に基づき、自然災害以外の危機事象に対応するうえで必要な防災訓練など関係機関と連携して実施する必要があります。

基本方針

住民の生命・財産を守るため 地域防災計画に基づいた防災対策の充実に努めるとともに、住民の主体的な活動を基礎とした地域防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

施策の体系図



具体的施策

(1) 防災体制の強化

- ・ 境町地域防災計画を見直すとともに、ハザードマップ等の作成に努めます。また、災害時初動体制確立のためのマニュアル等の策定を検討します。
- ・ 電気、ガス、水道等のライフライン関係機関をはじめ、医療、食料、生活必需品、輸送等に関する応援協定の締結と連携の強化を図ります。
- ・ 災害時における情報収集伝達体制の強化に努めます
- ・ 国・県との連携のもと、「国民保護計画」の適切な運用を図ります。

(2) 災害に備えたまちづくり

- ・ 避難場所の確保と整備を進めるとともに、飲料水・食料等の備蓄施設や避難路の整備を推進します。
- ・ 公共施設の耐震診断や耐震改修を推進します。
- ・ 洪水、浸水などの災害を未然に防止するため、国・県と連携を図りながら、総合的な治水対策を推進します。

(3) 防災意識の高揚

- ・ 既存の自主防災組織活動の活性化を図るとともに、未結成地区の組織結成を促進します。
- ・ 防災関係機関、自主防災組織等官民一体となった計画的な防災訓練を実施し、防災意識の啓発に努めます。

2 消防

現況と課題

本町の消防体制は、茨城西南地方広域市町村圏事務組合坂東消防署境分署の19名による常備消防職員と非常備消防の消防団員158名(1本部,10分団)で組織されていますが、消防団員は全国的に団員数が減少してきており、本町においても団員の確保が年々難しい状況になってきています。今後は、女性消防団や機能別消防団員制度の導入を検討するなど、消防団員の確保と地域防災力の強化に努める必要があります。

水利施設は消火栓や防火水槽等の整備拡充を図ってきましたが、今後とも充足率の低い地域を重点的に整備する必要があります。

本町では平成17年に24件、平成18年に14件の火災が発生していますが、火災を未然に防ぎ、被害を軽減するためには、住民の防災意識の高揚に努めるとともに、幼少年期において、正しい火の取り扱いや、消防の仕事をよく理解することにより、火遊び等による火災の減少を図るため幼年少年消防クラブの育成に努めていく必要があります。

今後も、住民の生命と財産を守るため、消防・緊急体制の充実を推進するとともに、計画的な消防車両の更新を図り、消防団員の人員確保に努めていく必要があります。

基本方針

安全で安心なまちづくりを進めていくため、消防・救急体制の充実強化を図るとともに、住民の防火意識の向上，救命救急処置方法等の普及を推進します。

施策の体系図



具体的施策

(1) 消防体制の充実・強化

- ・消防団員の処遇改善を図るとともに、女性消防団員や機能別消防団員等の制度を活用し、団員の確保、幹部の育成に努めます。また、団員の各種訓練の充実を図り、団員の資質向上に努めます。
- ・多様化する消防・救急事案に対応できるよう、消防職員及び消防団員の資質向上を推進し、消防組織の充実を図ります。
- ・住民の広範囲な防火体制（少年消防クラブ、幼年消防クラブ）の育成に努め、防火意識の向上を図ります。

(2) 消防施設の充実

- ・老朽化した消防車両の更新を計画的に行います。
- ・消防水利施設の整備充実を図ります。

(3) 防火意識の高揚

- ・防災関係機関、自主防災組織等を中心とした防災訓練における初期消火訓練などを通して、地域防災力の強化に努めます。
- ・関係機関と連携した広報活動の充実、火災予防運動を通じて、防火意識の高揚に努めます。
- ・住宅用火災警報器設置の啓発に努めます。

(4) 救急・救助体制の強化

- ・円滑な緊急援助活動を遂行するために、隊員の研修や機材の充実を図るとともに、病院、医師との連携を強化します。
- ・自動体外除細動器（AED）の一般への使用普及に向けて、公共施設へのAED配備を推進するとともに、講習の機会を増やすなど救命率の向上を図ります。

3 交通安全対策

現況と課題

近年における自動車の普及に伴う車社会化による交通環境の悪化と免許証所持者の高齢化並びに交通マナーの低下等により、積極的な交通安全対策が重要な課題となっています。

本町の交通事故発生件数は、僅かな減少傾向にはなりつつありますが、最近では、特に、重大な死亡事故につながるような、高齢者や飲酒運転の関係する事故が多発する状況になってきています。

高齢化が一層進む中、質的・量的に変化していく交通環境を背景とした厳しい情勢に対処していくには、交通安全意識の啓発を一層進め、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、交通事故がもたらす社会的・経済的損失を勘案しつつ、交通事故の発生実態に応じた交通安全対策を推進していくことが重要になっています。

このようなことを踏まえ、本町では、関係機関・団体と協力しながら、新入学児童保護者を対象とした立哨指導教室・春の小学校交通安全教室・小学6年生の自転車教室・中学校交通安全教室・行政区老人クラブ交通安全教室などの広範囲な各種交通安全教育を推進しています。また、茨城県交通対策協議会の主唱する期間を定めて行う運動や、毎月1日の「交通安全の日」等における街頭立哨指導を通して啓蒙啓発活動を推進しています。加えて、交通安全施設整備の一環として、通学路点検・パトロール・道路交通標識やカーブミラーの設置など、地域住民の要望に沿った整備を推進しています。

今後も、関係機関と連携しながら、行政区単位や年齢にあった参加体験型の交通安全教室などを実施し交通安全意識の啓発や交通マナーの向上に努めるとともに、幼児や高齢者、歩行者に優しい交通安全施設の整備を計画的に推進していく必要があります。

基本方針

住民一人ひとりが人命尊重の理念の下で交通マナーを高め、ルールを守り実践するような交通安全思想の普及に努めるとともに、交通安全環境の整備を推進します。

施策の体系図





具体的施策

(1) 交通安全教育の推進

- ・学校、職場、地域などのさまざまな場所・機会を通じて幼児から高齢者までの年代に応じた適切な交通安全教育を推進し、参加実践型の交通安全教育の徹底を図ります。
- ・町ぐるみの交通安全運動を推進するとともに、交通安全教育のための組織の確立を図ります。
- ・シートベルト、チャイルドシートの着用徹底、一向に減少しない飲酒運転に対し、一般ドライバーや事業所を含めた啓発、啓蒙活動の拡充など、各種キャンペーンを推進します。

(2) 広報活動の充実

- ・広報紙及び広報車を活用した交通安全運動の推進に努めます。
- ・飲酒運転や無謀運転の防止、違法駐車防止活動等の交通安全に関わる各種キャンペーンや街頭立哨指導等を実施します。

(3) 交通安全団体の活動促進

- ・交通安全推進協議会を主軸とし、交通安全協会、交通安全母の会、安全運転管理者協議会等の団体の活動を支援し、その促進に努めます。

(4) 交通安全施設の整備

- ・交通安全施設の計画的な維持管理を行うとともに、通学路等のパトロールや警察署及び交通安全団体との連携を密に危険箇所の把握と解消に努めます。
- ・道路標識や街路灯、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備充実を図るとともに、信号機の改善などについても関係機関に要請するなど交通安全施設の整備拡充に努めます。

4 防犯

現況と課題

近年、地域社会においては都市化や情報化の進展などによる社会構造の変化に伴い、住民のコミュニティ意識や連帯意識の希薄化と他人に対する無関心化が進み、従来地域社会が担ってきた犯罪抑止機能や犯罪抑止力が低下してきています。

こうした中、全国的な傾向として犯罪件数は増加傾向にあり、その内容も凶悪化、低年齢化をたどり、加えて、世相に大きな衝撃を与える事件が発生するなど、重大な社会問題となっています。また、国際化の進展に伴い外国人の犯罪も増加してきています。

このようなことから、本町では、平成15年に「境町安全で安心なまちづくり条例」を制定し、住民、行政、事業者、土地建物所有者等が一体となって犯罪・事故の未然防止に努めながら犯罪等に対して安全で安心のできるまちづくりに取り組んでいます。

さらに、本町では、境地区防犯協会やセーフティ・マイ・タウンチームによる街頭での防

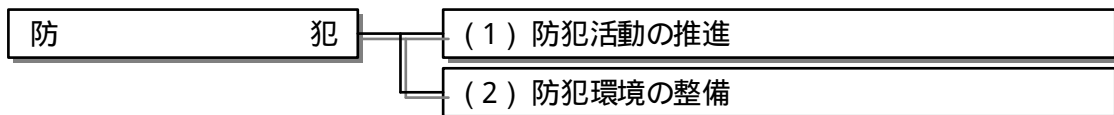
犯啓発活動や、交通安全母の会などの協力による防犯パトロールを実施するなど、地域における防犯活動を推進してきました。その一方、犯罪等の被害者の方々を支援する「被害者支援ネットワーク」の設立などを進めています。

今後も、犯罪のない安全で住みやすい地域社会を実現していくため、防犯灯の整備をはじめとする防犯施設整備など住民が犯罪に遭わないための防犯環境の整備を進めるとともに、警察・防犯連絡員等関係機関との連携を一層強化しながら、地域ぐるみで防犯活動に取り組み実効ある防犯体制を強化していくことが必要です。

基本方針

地域ぐるみの防犯活動を推進し、警察や防犯協会等関係機関との連携を強化しながら、犯罪や暴力を未然に防止する環境づくりと防犯体制の整備に努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 防犯活動の推進

- ・ 広報紙やパンフレットを活用しながら、防犯意識の向上に努め、町ぐるみの防犯体制を確立します。
- ・ 防犯協会をはじめ、セーフティ・マイ・タウン・チームや関連団体との連携を強化するとともに、各種キャンペーンの充実等により一層の防犯活動を展開し、防犯意識の高揚に努めます。
- ・ 住民間や住民と企業との相互協力による「子どもを守る 110 番の家」等の設置を支援するなど、効果的な防犯活動を推進します。

(2) 防犯環境の整備

- ・ 暗がりを解消し、夜間の犯罪防止のため、防犯灯の適正な配置・整備を図ります。
- ・ 犯罪防止に配慮した、道路、公園等の各種公共施設や居住の構造・設備・配置等の改善、整備を促進します。
- ・ 青少年の犯罪防止を図るため、有害チラシや有害図書等の排除に努めます。



第4節 安定した暮らしづくり

1 雇用機会

現況と課題

景気は回復傾向にありますが、中小企業をはじめとする経営環境は依然として厳しく、急速に進む少子・高齢化や情報化・国際化の進展など、めまぐるしい社会経済環境の変化の中で、本町を取り巻く雇用環境は、引き続き厳しい状況にあります。

また、近年では、男女雇用機会均等法の改正や介護・育児休業制度の整備など社会的環境の変化、就業に対する意識の変化などを背景に、アルバイトやパート、契約社員などの雇用形態の多様化が進み、勤労者を取り巻く環境は大きく変わってきています。そのため、今後、若年層に魅力のある就業の場や中・高齢者への就業の場の確保を図っていく必要があります。

本町においては、境町勤労青少年ホーム(シンパシーホール)を各種研修会・会社説明会・面接会場等の場として提供し人材の育成及び確保を図っているほか、ハローワークなどをはじめとして関係団体や関係機関と連携しながら求人情報の収集・提供を実施するなど、雇用機会の確保と安定に努めるとともに勤労者の労働条件の向上を図っています。また、勤労者福祉として境町勤労青少年ホームを拠点に、勤労者を対象とする各種講座の開催やサークル活動などに利用されています。

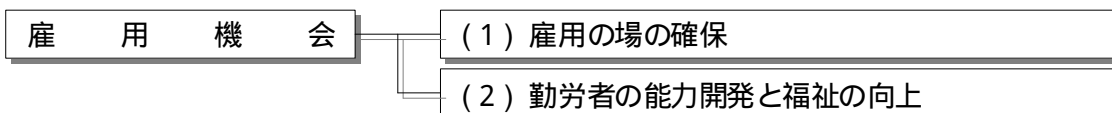
本町においては、このような雇用環境や産業構造の変化、情報化や景気変動への総合的な対応を図りながら、勤労者が豊かで安心した生活を営むことができるよう、雇用の機会確保など施策の構築が必要となっています。

基本方針

若者をはじめとする人口の定着化や中・高齢者の能力、適性に応じた雇用機会を多様かつ安定的に確保するため、雇用の安定化対策を推進します。

優秀な人材の確保、育成を図るとともに、多様化する勤労者が生きがいをもって安定した生活を送ることができるよう、労働環境と勤労者福祉の向上に努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 雇用の場の確保

- ・地域経済の活性化のために各種企業の誘致を検討し、若年労働者をはじめとした雇用の場の確保に努めます。
- ・中・高齢者、心身障害者、女性や若年層等の能力、適性に応じた雇用機会を多様かつ安定的に確保します。
- ・Uターン等希望者に対する情報提供やPRに努め、総合的な労働環境の向上を図ります。
- ・境町シルバー人材センターの運営を支援するとともに、生きがいをもって働き続けられるような環境整備を図ります。

(2) 勤労者の能力開発と福祉の向上

- ・境町勤労青少年ホーム等を活用しながら、社会経済情勢の変化に対応した人材育成を推進します。
- ・勤労者の多様な余暇生活のニーズに対応し、境町勤労青少年ホーム等の事業推進に努めます。

2 消費者生活

現況と課題

高齢化、国際化の進展や規制緩和の拡大、通信技術の発達に伴う新たな取引方法の出現など、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、各種被害やトラブルが年代を問わず発生しています。また、品質や安全に関する問題、高齢化や環境問題に対応した消費生活のあり方、食品表示問題など、新しい課題も提起されています。

こうした消費者を取り巻く環境の変化に対応して消費生活の安全を確保し、豊かな生活に結び付けていくためには、主体的・合理的に行動できる自立した消費者を育成するとともに、消費者の利益を保護増進するための施策に取り組んでいくことが必要です。

本町では、事業者の活動を適正化するとともに消費者の利益を援護・増進する、県の消費生活センターと連携を取り問題解決に努めています。

今後とも複雑化・多様化する消費生活に対応できるように、高齢者等生活弱者に対する対策を検討するなど、消費生活相談体制の充実を図るとともに、消費者教育の充実と的確な情報の提供を行い、消費者の保護、啓発体制づくりが必要です。

また、近年、大きな社会問題となっている環境問題については、省資源・リサイクルなど、環境と調和した消費行動への転換が求められており、このためには、住民一人ひとりが消費者の立場から考え、家庭や職場など身近なところから環境に配慮した消費行動を実践することが必要となっています。



基本方針

消費生活への関心を高め、自主的判断・行動のできる消費者の育成を図るため、各種啓発活動を行います。

施策の体系図



具体的施策

(1) 相談指導體制の充実

- ・相談件数の増加や相談内容の複雑化に適切に対応するため、県の消費生活センター等の関係機関と連携を強化し、適切な相談指導體制の充実を図ります。
- ・消費者団体組織の育成を図ります。
- ・近年、増えつつある多重債務者に対する相談窓口の設置を検討します。

(2) 消費教育の充実

- ・経済社会の高度化・多様化が進むなかで、豊かな生活を実現していくため、経済行為の主体たる消費者としての基礎知識が身に付けられるような消費教育の充実に努めます。
- ・常に正確な消費者情報の提供を図り、商品・サービス関連事故等の消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- ・物価動向を的確にとらえ、各種の媒体により情報提供をしながら、環境に配慮した消費生活のあり方を啓発周知していきます。

(3) 消費者団体の育成

- ・消費者の良好な環境を維持するために、迅速かつ的確な情報の提供を行い、啓発周知に努めます。
- ・国・県及び消費関連団体と連携し、消費者の保護・啓発を図るための消費者団体の育成強化と、自主的な活動を図ります。